

# 廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適正な  
処理が確認  
できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。  
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

## 廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→  
環境省特設ページ



空き地で回収



街中を巡回



チラシを配布  
インターネットで広告



遺品整理業者による  
違法なごみの  
引取り・処理



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。



◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「**一般廃棄物収集運搬業許可**」や委託が必要です(遺品整理において発生した廃棄物も同様です)。**産業廃棄物収集運搬業**の許可や古物商の許可では回収できません。

◆ 無料と言いながら高額な処理料金を請求された事例もあります。

■ 蕪崎市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- ・ 蕪崎市環境事業協同組合 (☎0551-30-0057)
- ・ 蕪崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、右記QRコード(市HPからご確認いただけます)。



上記以外は無許可業者です。  
廃家電製品などを引き渡さないでください。

正しい廃棄方法は裏面へ!

## 家電リサイクル法の対象品目を処理する方法

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)



① **買い替えるとき** 新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。

② **買い替えずに廃棄だけするとき**

以下のいずれかの方法で処理してください。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。(ただし、指定引取場所へ自ら持ち込む場合は収集運搬料金は不要です)

● **購入した店舗へ引取りを依頼する**  
その商品を購入した販売店へ引取りを依頼してください。

● **収集運搬業者へ引取りを依頼する**  
韮崎市の一般廃棄収集運搬業許可業者のうち家電リサイクル品が収集できる業者に依頼してください。

● **指定引取場所へ自分で持ち込む**  
事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い、右記の指定引取場所へ直接持ち込んでください。

### <指定引取場所>

- 都留貨物自動車(株) 甲府支店  
【住所】中央市山之神流通団地2473番地11  
【連絡先】055-273-5661
- 日本通運(株)山梨指定引取場所  
【住所】中央市中楯769番地  
【連絡先】055-274-2811

### <家電リサイクルの日>

韮崎市では「家電リサイクルの日」を年2回開催し、市内で家電リサイクル品の排出できる機会の創出を行っています。



(詳しくは右記QRから)

## 小型家電リサイクル法の対象品目を処理する方法



● 「小型家電リユース・リサイクルの日」の開催

韮崎市では、株式会社ジットと連携し、「小型家電リユース・リサイクルの日」を年2回開催しています。本事業では、不要になった小型家電等を買取することで、ゴミの減量化を行っています。



(詳しくは右記QRから)

項目	内容
開催日時	毎年4月第3週土曜日/12月第3週土曜日
事前予約	開催日の一カ月前から申込可能 予約先:ジット株式会社(☎ 055-280-8105)
買取品目	パソコン、ガスストーブ、ガスコンロ、自転車、草刈機、チェーンソー等 ※家電リサイクル品、ピアノ・オルガン・エレクトーン・フロンガス含有機器は回収できません。

### 注意

- 携帯電話やパソコン等の個人情報を含む使用済み小型家電等を廃棄する場合は、ご自身で必ず事前に個人情報を削除してください。
- 電池を取り外せるものについては、取り外してから出してください。取り外した電池は、「有害ごみ」として廃棄してください。